

市有財産売買契約書（案）

売出人 天理市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）は、次の条項により市有財産の売買契約（以下「本契約」とする。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件（以下「本物件」という。）は、次のとおりとし、甲は本物件を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

資産の別	所 在	地目	実測面積
土 地	勾田町94番地3	宅地	301.34㎡

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結の際に契約保証金（以下「保証金」という。）として、金 を甲に納入しなければならない。この場合において、保証金の全額を売買代金に充当することができる。

2 前項の保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の保証金には、利息を付さないものとする。

4 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第5条 乙は、第3条の売買代金を、甲が発行する納入通知書により指定

する期日までに、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び移転登記)

第6条 本物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を納入したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 乙は、売買代金の納入の際、当該所有権の移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

3 所有権の移転登記に関する手続は、甲が行うものとする。この場合において、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(本物件の引渡し)

第7条 前条の規定により本物件の所有権が乙に移転したときに、甲は本物件を乙に引き渡すものとし、乙は、記名及び押印した本物件の受領書を甲に提出するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、本物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約の締結後、本物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態を発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(管理責任)

第9条 甲は、本契約締結後、本引渡しに至るまで、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理し、本物件の所有名義の変更、占有の移転、抵当権等の担保権または用益権の設定等、その他現状を変更する一切の行為を行わないものとする。

2 本物件の管理責任は、本引渡し時をもって甲から乙に移転するものとし、以後乙が自己の責任と負担において本物件を管理するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供してはならない。

2 乙は、本物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対して前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が本物件の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。

4 乙は、本物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、乙は、第1項の使用の禁止を免れるものではない。

5 乙は、前項の第三者が新たな第三者に本物件を使用させる場合も同様に、第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。

（関係法令の遵守）

第11条 乙は、本物件における事業に関し、建築基準法等関係法令を遵守することとする。

（近隣住民との協議）

第12条 乙は、本物件を使用するときは、地元の要望について、協議、情報提供等を十分に行うこととする。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当な期間を定めて催告した上、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1）本契約の締結及び本契約に係る事業者募集にあたり虚偽の申請を行ったことが判明したとき。

(2) 第10条に定める義務に違反したとき。

3 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金の行使)

第14条 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、甲に対し、第3条の売買代金の3割に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(解除権の行使)

第15条 甲は、第13条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還する。ただし、第4条に規定のとおり保証金相当額は返還しない。
なお、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が本物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 解除権行使の際には、違約金の請求を妨げない。

(原状回復の義務)

第16条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、乙の負担において本物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。
ただし、甲が本物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、乙の責に帰すべき事由により、本物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合は、その損害に相当する金額を甲に

支払わなければならない。

- 3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本物件の所有権移転登記の承諾書及び登記原因証明情報を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないため、又は義務に違反したために損害を受けたときは、その損害の賠償を相手方に請求できる。

(返還金との相殺)

第18条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に定める違約金又は本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約等の費用)

第19条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙が負担する。

(疑義の決定)

第20条 本契約に関し疑義があるとき又はこの契約に定めていない事項で約定する必要があるときは、甲乙双方の協議の上決定する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 天理市川原城町605番地
天理市
市長 並 河 健

乙